©2022 YHAL, YITP, Kyoto University
京都大学基礎物理学研究所　湯川記念館史料室

c084-016-052

国連の欠陥を克服して

拒否権なくさねば

鮎沢巌から クラーク博士へ

この八月二十四日から世界連邦主義者世界協会（WAWF）が創立されて以来初めて、ヨーロッパ以外の、しかも人類史上はじめての原爆戦の惨ろしさを経験し、憲法によって交戦権をおごそかに放棄し、陸、海、空軍および他の軍事力を廃止した日本において開かれるこの大会は特別な歴史的意義を持つにちがいありません。

▽世界の将来の課題

私がぶしつけをもかえりみず、あなたにこの公開状をさしあげ、世界の平和運動に関して、いくつかの問題をおたずねするのは、この理由からであります。国際問題の研究している専門家や学者にとっては、常識であることについておたずねすることを、どうぞお許しください。次に順を追って質問いたしますから簡単、率直な回答とともに、あなたが一般公衆のためになると判断される説明をつけくわえてくださればけっこうにたいしてなおしとします。

（一）まず最初に世界の将来にとって最も重大な問題はなんだとお考えになりますか。この質問を受けた学者の専門によって、回答は当然それぞれ異なるでしょう。この質問は浅い間、国際関係と法の諸問題の研究にとどまらず、ついに十七か国語に訳されるという大著「世界法による世界平和」を生み出されたあなたにあてられているのです。

▽国連の現行制度の欠陥か

日本の世界連邦主義者は全般的に国連の忠実な支持者であります。日本政府も外交の指導原則として国連中心主義ということをくりかえし声明しております。私どもはこの世界機構の不備と欠陥にもかかわらず、国連は現在の世界における「人類の希望」であると信じています。なぜなら、それは平和のための最後の、そして唯一の世界機構であるからです。もし、その機関にほとんど「宿命的」とも考えられている重大な欠陥があるとすれば、それはなんであるかとあなたはお考えになりますか。

（二）私どもは国連に存在する欠陥は数多くあることを認めなければなりません。長い年月にわたって、平和機構をきわめて広範かつ包括的に研究してこられたあなたは、必ずや国連を崩壊から救うために、それに必要な措置はなんであるか、国連機構の実際的改善のためにどうすべきであるかについて、ご存じのはずです。国連は先ごろキューバに起こったような状態をきりぬけていかなければなりません。キューバにおけると同様な危険は、ベルリンにも、ベトナムにも、そして台湾周辺にも、世界中いたるところに存在します。国連憲章にとらわれても必要な改定はなんであるかをお示しください。

（三）もし諸国家が国家主権を固執していることが、国連機構の効果のある働きを大きく妨げているとするならば、どうしたらそれを緩和することができるでしょうだとお考えですか。国連憲章の条項においては、国連機構の基本的な構造およびその機能のいかなる変更も安全保障理事会の常任理事国のすべてが同意したときにのみ効力を発することになっています。もし拒否権の規定をなくする変更が提案されたとしても、常任理事国の全体の合意をうる見込みはないでしょう。一見したところでは、拒否権の制度は国連そのものを破壊することなしには、いかんともなしえないにみえます。唯一の世界平和機構である国連を破壊することなしに、国連からの「ガン」を抉出（けっしゅつ）し、根絶するためには、どういう措置を提案されますか。

▽中国は国連加盟すべきか

（四）国際法と国家の利益

（四）国際法は、それが諸国家の利益にかなうかぎりにおいてのみ守られていますが、新しい環境のもとにおいて、それが諸国家の利益でなければただちに放棄されて、侵害されています。国際関係における無秩序と不安定の原因は、国際法に強制力が欠けているからだといわれております。国際関係における安定を維持するために、国際法を強化する方法はないでしょうか。この問題は、たちまちに「国際法」と区別された「世界法」の強制力の問題へと導くでしょう。

（五）安全保障理事会の常任理事国による拒否権に関する一般的国連の政治面における「ガン」とされていますが、これをどうすべきだとお考えですか。国連憲章の条項においては、国連機構の基本的な構造およびその機能のいかなる変更も安全保障理事会の常任理事国のすべてが同意したときにのみ効力を発することになっています。もし拒否権の規定をなくする変更が提案されたとしても、常任理事国の全体の合意をうる見込みはないでしょう。一見したところでは、拒否権の制度は国連そのものを破壊することなしには、いかんともなしえないにみえます。唯一の世界平和機構である国連を破壊することなしに、国連からの「ガン」を抉出（けっしゅつ）し、根絶するためには、どういう措置を提案されますか。

▽中国は国連加盟すべきか

（六）国連を痛烈に批判する人々は、国連の権威は強力な軍備を持った「地域的な」グループの結成を許している条項（国連憲章第52―54条）によってはなはだしく傷つけられていると主張しております。

▽日本の改憲論への見解

（八）二存しかと思いますが、日本の幾人かの法律家や憲法学者たちは、若干の根拠に立って、占領下で採択された日本の現行憲法は

鮎沢 巌（あゆざわ いわお）氏の略歴　世界連邦建設同盟理事長。明治二十七年茨城県に生まれ、十七歳のときドクド平和奨学会の留学生として渡米、ハーバード、コロンビアの各大学で社会学および国際労働法を専攻、ジュネーブの国際労働会議日本代表部勤務をふりだしにILO本部員、同東京支局長などを経て、一九三四年ルーズベルト大統領の要請で不況克服のための経済法案を起草、いわゆるニューディール政策の骨組をあつくった。その後国務長官顧問などをつとめ、一九四〇年連合軍のダンケルク撤退前夜に有名な選抜服役法を起草、またスチムソン陸軍長官の片腕として対日宣戦布告文の作成に当たった。世界法の研究者として有名で名著「世界法による世界平和」は世界十七か国語に翻訳されている。主著は憲法草案と「平和の企画」など。本論で博士はまず世界法の制定は戦争の防止と人口の抑制であると指摘、この世界法を解釈し、適用する機構、世界警察軍、世界裁判所、世界開発庁、世界警察軍の設置、世界裁判所、世界開発庁、世界警察軍を抑制し処罰する強制力を明らかにしたいと思います。なぜなら、それは強制力のない法律は欠くべからざる要素にしかけられていないからです。この世界法を解釈し、適用する機構、世界警察軍、世界裁判所、世界開発庁、世界警察軍を抑制し処罰する強制力をもった世界法の確立を提案しています。

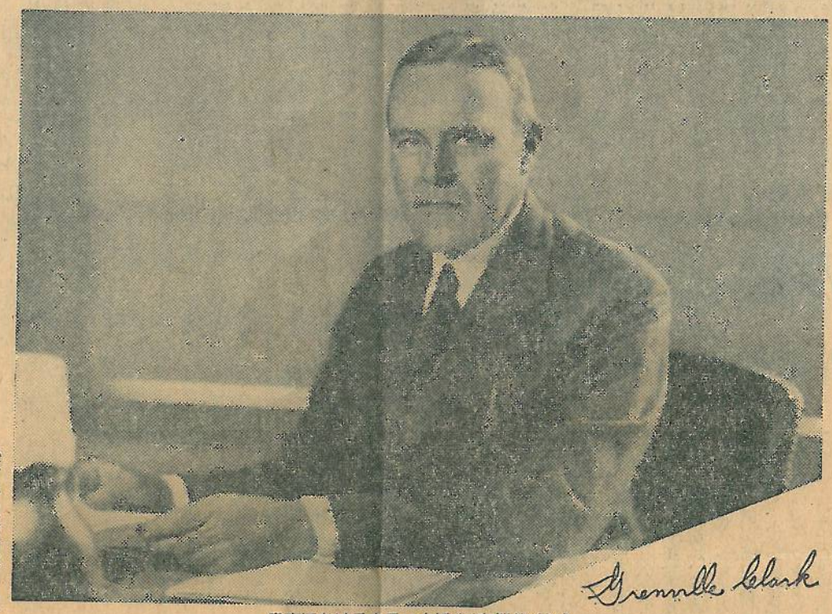

書斎におけるクラーク博士（自筆サイン）

グレンビル・クラークから 鮎沢教授へ

私は、世界秩序に関するあなたのすばらしい業績に大いなる敬意を表するがゆえに、喜んであなたのお求めに応じ、私の全力を尽くして、あなたの出された明確で、吟味された質問に率直にお答えいたします。

戦争防止と人口抑制

（一）まず最初のご質問（注、世界の将来の問題）にたいしては、世界の全人民の将来に例外なく影響を与える現代の二つの支配的な問題は、戦争の防止と過度の人口増加を抑制することであると私は信じます。この二つの決定的な問題のうちのどちらが、より重大であるかを論議することは無益です。なぜなら、この両方の解決が人類の幸福な将来にとって必要欠くべからざるものであるからです。

国連の最も重大な欠陥は、戦争の防止のため必要欠くべからざる基本的な要素が国連にいかに組織されているかを述べることによって、もっともよく指摘できると思います。その基本的な要素とは次のとおりです。

＜全面完全軍縮＞戦争を防止するに足る世界機構の憲章もしくは憲法は、単なる「軍備管理」もしくは「制限」ではなくて、適当な査察制度のもとにおいて国家軍備のすべてを撤廃するための諸国の合意にもとづく計画を含まねばなりません。

＜全世界の加盟＞世界平和機構への加盟は、すべての独立国に開放されねばなりません。またいかなる加盟国も除名されたり、脱退が許されることがないよう規定されなければなりません。

＜適当な世界警察軍＞が備えられねばなりません。これは軍縮の過程と並行して三千万の強力で厳密な兵力を設置することです。国家の派遣軍ではなくて、志願兵から構成され、この警察軍による権能の乱用に対しては細心の措置がとられることが必要です。

＜世界の裁判、準裁判および調停制度＞が設立されなければなりません。そのもとにおいて、世界裁判所は、すべての国際紛争を平和的に解決するための信頼できる手段を備えるでしょう。

＜世界の立法および行政機関＞が、すべての国家に公平で、実際に行動できるような形において構成されなければなりません。この二つの機関の権能は戦争の防止という目的に厳密に限定されます。

＜世界開発庁＞十分な財源とスタッフをもった世界開発庁が「持てる国」と「持たざる国」の間の巨大で極端な経済的アンバランスを緩和するために設立されなければなりません。

＜効果的な世界歳入制度＞が設立され、世界警察軍や、その他の必要な世界機関の維持のために平分で、信頼のおける歳入を確保しなければなりません。

私はこれらの要素のどれか一つが、とくに必要欠くべからざるものだと強調することはできません。これらすべての「世界機構」なしで世界の秩序を期待することは、互いに関連した部品の全部がそろわない時計がきちんと合うのを期待するのと同様に賢いことではありません。

拒否権ない、執行機関

国連憲章は、なんらの軍縮計画をも含んでおりません。ただこの問題に関する委員会の設立を認めていますが、これはまったく効果をおさめておりません。

国連への全世界からの加盟に関しても憲章は欠陥をもっており当初の加盟国以外の加盟資格は「平和愛好国」であるということが、中国、二つのドイツ、二つの朝鮮、二つのベトナムを排除するために用いられてきました。

さらに現在の憲章は常設の世界警察軍に関するなんらの規定も含んでいません。

また現在の憲章は、裁判、準裁判、調停機関、それによって国際的な同様に、五つの「常任理事国」による拒否権という形での根本的な欠陥があるからです。

投票制度は、すべての加盟国は大口に関係なく平等な投票権をもっているからです。安全保障理事会は計画であって、できるなら、現在の国連憲章の徹底的な改正によって、それが困難ならば、いま述べた代わりの方法によって実行されねばなりません。

（四）諸国家の「主権」への執着が、国連の主たる目的である「国際の平和と安全の維持」の達成を深刻にさまたげていることはたしかであります。しかしもし戦争を防止するための真に効果的な世界機構が設立されるならば、これは一掃されるにちがいありません。

いかにして、これを達成するかについての私の回答はきっとうそのものになるにつれて、政府や国民はくはまったく「法」では明らかにしたいと思います。なぜなら、それは強制力のない法律は欠くべからざる要素にしかけられていないからです。

この世界法を解釈し、適用する機構、世界警察軍、世界裁判所、世界開発庁、世界警察軍を抑制し処罰する強制力をもった世界法の確立を提案しています。

世界人と平和問題

強制力もつ世界法を

軍縮と開発の機構作ろう

編集および安全保障理事会の権能、構成、手続きも「国際の平和と安全を維持する」という国連の目的にとっては、まったく不適当であります。それは現在の総会の権能を強化するのに失敗しています。

また現在の憲章は、世界の低開発地域への十分な援助についてなんら規定していません。

最後に、現在の国連憲章はよりになる歳入制度を規定することに失敗しています。これは根本的な欠陥で、最近このことは如実に示されています。

（二）国連の欠陥を除去するためには、二つの方法を用いることができます。一つは憲章に規定された条件のもとにおいて、憲章を徹底的に改正することであります。しかしながら、その条件に応ずることが困難な場合には、他の方法、たとえば、現在の国連はそのままにしておいて、それと並んでまったく新しい、十分な権能を与えられた世界機構を設立することが考えられます。ソーン教授（注、ハーバード大教授、地域別憲章案の起草者として有名）と私は、最近、このような性格の新しい世界機構を求める詳細な計画を発表しました。それは「世界軍縮・世界開発機構」とよばれ、独自の権能をもちながらも、国連と密接に関係しています。

あるいは断片的な措置では不十分です。必要なのは包括的で十分な計画であって、できるなら、現在の国連憲章の徹底的な改正によって、それが困難ならば、いま述べた代わりの方法によって実行されねばなりません。

（四）諸国家の「主権」への執着が、国連の主たる目的である「国際の平和と安全の維持」の達成を深刻にさまたげていることはたしかであります。しかしもし戦争を防止するための真に効果的な世界機構が設立されるならば、これは一掃されるにちがいありません。

いかにして、これを達成するかについての私の回答はきっとうそのものになるにつれて、政府や国民

グレンビル・クラーク（Grenville Clark）博士の略歴

アメリカの著名な弁護士、平和運動家。一八八二年ニューヨークに生まれ、ハーバード大学卒業後一時弁護士を開業、第一次大戦中は米陸軍に服役。一九三四年ルーズベルト大統領の要請で不況克服のための経済法案を起草、いわゆるニューディール政策の骨組をあつくった。その後国務長官顧問などをつとめ、一九四〇年連合軍のダンケルク撤退前夜に有名な選抜服役法を起草、またスチムソン陸軍長官の片腕として対日宣戦布告文の作成に当たった。世界法の研究者として有名で名著「世界法による世界平和」は世界十七か国語に翻訳されている。主著は憲法草案と「平和の企画」など。本論で博士はまず世界法の制定は戦争の防止と人口の抑制であると指摘、この世界法を解釈し、適用する機構、世界警察軍、世界裁判所、世界開発庁、世界警察軍を抑制し処罰する強制力をもった世界法の確立を提案しています。

（五）安全保障理事会の常任理事国による拒否権に関する一般的国連の政治面における「ガン」とされていますが、これをどうすべきだとお考えですか。国連憲章の条項においては、国連機構の基本的な構造およびその機能のいかなる変更も安全保障理事会の常任理事国のすべてが同意したときにのみ効力を発することになっています。もし拒否権の規定をなくする変更が提案されたとしても、常任理事国の全体の合意をうる見込みはないでしょう。一見したところでは、拒否権の制度は国連そのものを破壊することなしには、いかんともなしえないにみえます。唯一の世界平和機構である国連を破壊することなしに、国連からの「ガン」を抉出（けっしゅつ）し、根絶するためには、どういう措置を提案されますか。

▽中国は国連加盟すべきか

（六）国連を痛烈に批判する人々は、国連の権威は強力な軍備を持った「地域的な」グループの結成を許している条項（国連憲章第52―54条）によってはなはだしく傷つけられていると主張しております。

▽日本の改憲論への見解

（八）二存しかと思いますが、日本の幾人かの法律家や憲法学者たちは、若干の根拠に立って、占領下で採択された日本の現行憲法は

（七）国連への「全世界的な加盟」は、全世界の平和を確保するため

際のところ、対立する他の諸国の「地域的な」グループに対抗するし、軍事同盟であるからだというのであります。憲章は、そのただ書きにおいて「このような（地域的な）取り決め、または機関およびその行動が、国連の目的および原則と一致する」ことを条件としているのであります。しかし、このただし書きは死文にとどまっていませんか。

粋にして

法を

無効

恵と

©2022 YHAL, YITP, Kyoto University
京都大学基礎物理学研究所　湯川記念館史料室

世界人と平和問答

強制力もつ世界法を

軍縮と開発の機構作ろう

口権なくさねば

じています。なぜなら、それは平和のための最後の、そして唯一の世界機構であるからです。もし、その機関にほとんど「宿命的」とも考えられている重大な欠陥があるとすれば、それはなんであるとお考えになりますか。

(二) 私どもは国連に存在する欠陥は数多くあることを認めなければなりません。長い年月にわたって、平和機構をきわめて広範かつ包括的に研究してこられたあなたは、必ずや国連を崩壊から救うためにそれに必要な措置はなんであるか、国連機構の実際的改善のためにどうすべきであるかについて、ご存じのはずです。国連は先ごろキューバに起こったような状態をきりぬけていかなければなりません。キューバにおけると同様な危険は、ベルリンにも、ベトナムにも、アフリカにも、そして台湾周辺にも、世界中いたるところに存在します。国連憲章にどうしても必要な改定はなんであるかをお示しください。

(三) もし諸国家が国家主権を固執していることが、国連機構の効果のある働きを大きく妨げているとするならば、どうしたらこれを緩和することができるでしょうか。主権の問題は特殊な技術的な問題であります。事実、世界が現在、当面しているすべての問題中の至難な問題だともいわれましょう。諸国家、ことに最近に、新しく独立、平等、尊厳を獲得した五十余の諸国家が、この混とんとした無秩序と相互不信の世界において、その最も貴重な、手に入れたばかりの主権のほんの一部分でも放棄することに、やすやすと同意するでしょうか。

▽国際法と国家の利益

(四) 国際法は、それが諸国家の利益になるかぎりにおいてのみ守られていますが、新しい環境のもとにおいて、それが諸国家の利益でなくなればただちに放棄され、侵害されています。国際関係における無秩序と不安定の原因は、国際法に強制力が欠けているからだといわれております。国際関係における安定を維持するために、国際法を強化する方法はないでしょうか。この問題は、ただちに「国際法」とは区別された「世界法」の強制力の問題へと導くでしょう。ついで国際ならば世界法の本質的な相違についてご説明ください。

(五) 安全保障理事会の常任理事国による拒否権には、一般的に国連の政治面における「ガン」とされていますが、これをどうすべきだとお考えですか。国連憲章の条項においては、国連機構の基本的な構造およびその機能いかなる変更も安全保障理事会の常任理事国のすべてが同意したときにのみ効力を発することになっています。もし拒否権の規定をなくする変更が提案されたとしても、常任理事国の全体の合意をうる見込みはないでしょう。一見したところ、拒否権の制度は国連そのものを破壊することなしには、いかんともなしえないにみえます。唯一の世界平和機構である国連を破壊することなしに、国連からこの「ガン」を抉出(けっしゅつ)し、根絶するためには、どういう措置を提案されますか。

▽中国は国連加盟すべきか

(六) 国連憲章前文に批判する人々は、国連の権威は強力な軍備を持った「地域的な」グループの結成を許している条項(国連憲章第52―54条)によってはなはだしく傷つけられていると主張しております。実際のところ、この地域的なグループは、実際のところ、対立する他の諸国の「地域的な」グループに対抗するかし他の人々はこの論議を否定しこの憲法を有効とみなすばかりでなく、これをほとんど天の恵みとして、その擁護につとめています。それは、憲法改定によって軍国主義的精神がよみがえることを恐れるからです。あなたはもちろん、外国の議論にまきこまれることは好まないでしょうが、純粋に学問的に、あるいは法律家としての見地から、日本が現在の憲法をそのまま保持しながらも、世界機構と完全に調和するものと思われます。この憲法はすでにいかなる軍備の保持も禁じています。しかし、一方、この憲法には、日本が世界警察軍のための正当な割り合いで個人志願者を備えることをきまたげるものはどこにもないように思われます。また法によって支配される世界での平和の樹立に関連して予期される義務の履行をきまたげるものはないように思われます。

書斎におけるクラーク博士(自筆サイン)

鮎沢 巌(あゆさわ いわお)**氏の略歴** 世界連邦建設同盟理事長。明治二十七年茨城県に生まれ、十七歳のときイ・平和奨学会の留学生として渡米、ハーバード、コロンビアの各大学で社会学および国際労働法を専攻。ジュネーブの国際労働会議日本代表部顧問、同東京支局長など日本の国際連盟脱退まで約二十年間、労働問題と四つに組んできた。その後世界経済調査会常務理事、元日ユネスコ代表部顧問、中労委事務局長、コロンビア大客員教授などを歴任、現在国際基督教大教授、ドクトル・オブ・フィロソフィ。主著は「国際労働立法」(英文)「民主主義の本質」。鮎沢氏氏は国連こそ現在の混乱した世界における「人類の希望」であるといい、国連を強化し平和を確保するために十一か条の質問をクラーク博士に提出している。平和にたいする鮎沢氏の姿勢は「法による世界平和」の精神によって貫かれており、国連憲章の第一地域的取りきめにかんする条項や拒否権、世界法、日本の平和憲法などの問題についてかなり突っこんだ積極的質問を提出している。

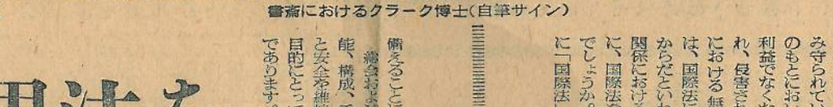

世界人と平和問答

強制力もつ世界法を

軍縮と開発の機構作ろう

グレンビル・クラーク(Grenville Clark)博士の略歴

アメリカの著名な弁護士、平和主義者。一八八二年ニューヨークに生まれ、ハーバード大学卒業後一時弁護士を開業。第一次大戦中は米陸軍に服役。一九三四年ルーズベルト大統領の要請で不況克服のための経済法案を起草、いわゆるニューディール政策の骨組みをつくった。その後国務長官顧問などをつとめ、一九四〇年選抜軍のダンケルク撤退前後に有名な選抜服役法を起草、またスチムソン陸軍長官の片腕として対日宣戦布告文の作成に当たったりした。世界法の研究家としても著名な学者であり、世界平和と安全を維持するという国連の目的にとっては、まったく不適当であります。それは現在の総会の機能、構成、手続きも「国際の平和と安全を維持する」という国連の目的にとっては、まったく不適当であります。それは現在の総会の機能をこえることに失敗しています。

総会および安全保障理事会の権能を規定した代わりの方法によって実行されなければなりません。

(三) 諸国家の「主権」への執着が、国連の主たる目的である「国際の平和と安全の維持」の達成を深刻にさまたげていることはたしかであります。しかしもし戦争を防止するための真に効果的な世界機構が設立されるならば、これはいっさいにちがいありません。いかにしても、これを達成するについての私の回答はこうです。破壊兵器が年ごとにより恐ろしいものになるにつれて、政府や国民は、世界機構に対して、その義務を満足に果たすことができるかどうかについて、あなたの率直な解答をお述べくだされば幸いに存じます。

▽無力な国連の脱皮には

(九)「戦争」とよばれる制度は、条約や法によっては変えることのできない人間の本能に起因するのだと主張しつづけている人たちがおりますが、あなたはどうお考えですが、いかなる問題についても、一国が「拒否権」を行使することはできません。この計画によってあらゆる正当な利益が保護され、世界の平和にいかに重大な問題であっても、それへの行動をさまたげてしまう現在の五大国の専横な権能は廃止されるでしょう。

(八) 現存する地域的グループが軍事同盟国となっていることは、主として軍拡競争の結果であり、国際紛争を解決する手段として、武力にかわるべき適当なものが欠如していることの結果であると想起することが大切であります。それらは現在の無政府的な世界の「原因」というよりも「症状」であります。そして強制力のある世界法の制度が設定されたときには危険な軍事同盟としての、これらのグループの機能は自動的に消滅するでしょう。なぜなら、すべての国家的軍備は廃止されてしまうからです。

このような新しい条件のもとでは、地域的グループの機能は、貿易、文化交流の促進などに制限されるでしょう。

私は「第十一世界連邦世界大会」は真に画期的なものになることができると信じます。私はこの大会が次のような越目の明確な決議を採択すべきだと信じます。

(1) 法なくして平和はありえないこと。

(2) 単なる部分的な軍縮ではなく、全世界的で完全な国家軍備の撤廃がなされなければならないこと。同時に戦争防止という限られた分野において、世界法を制定し解釈し、適用する効果的な世界機構がなければならないこと。

(3) この世界機構への加盟は、なんらの条件なしに、すべての独立国に開放されなければならないこと。

(4) 最後に、この目的を達成するための方法に関しては、二つの方法が利用しうるものとして認められるべきであること。すなわち現在の国連憲章の徹底的な改正と、もう一つは国連と並んで、それと密接な関係を持つ「世界軍縮・世界開発機構」を設立すること。

もし、この大会が、これらの問題に大胆に立ち向かうならば、世界平和の問題にとって永続的な寄与をなすことができるし、またなすべきだろうと私は信じます。

(四) しばしば「国際法」とよばれるものは、私の見では、正しくはまったく「法」ではないことを明らかにしたいと思います。なぜなら、それは強制力という必要欠くべからざる要素によって裏づけられていないからです。必要なのは、強制力のある世界法というものであり、新しい概念です。それはこの世界法を解釈し、適用する権能のある世界裁判所、および違反者を抑制し処罰する効果的な世界警察軍を予定しています。それ以下のことでは、世界秩序を維持すべきだと考えます。国連の現在の機構のままでは、暴力団の蛮起ぼうきゃくや、一国あるいは数か国による武装反乱が起こったときには、国連とよばれるこの世界機構はほとんど無力です。それゆえに、特定のいかなる国家からも独立して、世界権威の管理下におかれる世界警察軍が必要とされましょう。どのようにして、この世界警察軍を組織するかについてご説明ください。

(十) かつての国際連盟の崩壊の因の一つは、軍縮に失敗したことに帰せられます。もし軍縮がまじめに実行されたならば、軍事産業の縮減をもたらし、労働者の大量解雇と膨大な人口の失業を導くであろうことは明らかであります。軍縮において国際連盟の当時と同様な悲しい、幻滅的な経験をくりかえさないために、あなたはどのような計画をお持ちですか。

(十一) こんにち、全人類を脅かしている平和の真の敵は、イデオロギーという怪物だといわれております。戦争に勝つことができても、一方でも、もし国民が他の陣営のイデオロギーに改心させられたならば、それは敗北であります。安全と平和のために戦い、その戦争で勝利を得た同盟国は安全を失っていないでしょうか。また平和のために戦い、その戦争で勝利を得た同盟国は平和を失っていないでしょうか。どうしたら私たちは真の安全と恒久平和を約束することができるでしょうか。

―最後に第十一回世界連邦世界大会は日本において人類の歴史の中でもきびしい時期に開かれています。この大会を真に画期的なものにするために、どのような具体策をおすすめください。

(十二) 私は、イデオロギーの衝突は停止することができるとも、また停止すべきだとも制もっていません。この大会を真に画期的なものにするために、どのような具体策をおすすめください。

(十二) 私は、イデオロギーの衝突は停止することができるとも、また停止すべきだとも制もっていません。ですから、私はそのようなイデオロギーの衝突を解決するためのいかなる計画も提案しません。ただそれが国際的な暴力の形をとるのを防止するための計画だけは提案します。議論は無限に続けさせようではありませんか。しかし、それは常に強制力のある世界法の制度のもとにおいて平和的な手段でなされなければなりません。

私は「第十一世界連邦世界大会」は真に画期的なものになることができると信じます。私はこの大会が次のような越目の明確な決議を採択すべきだと信じます。

(1) 法なくして平和はありえないこと。

(2) 単なる部分的な軍縮ではなく、全世界的で完全な国家軍備の撤廃がなされなければならないこと。同時に戦争防止という限られた分野において、世界法を制定し解釈し、適用する効果的な世界機構がなければならないこと。

(3) この世界機構への加盟は、なんらの条件なしに、すべての独立国に開放されなければならないこと。

(4) 最後に、この目的を達成するための方法に関しては、二つの方法が利用しうるものとして認められるべきであること。すなわち現在の国連憲章の徹底的な改正と、もう一つは国連と並んで、それと密接な関係を持つ「世界軍縮・世界開発機構」を設立すること。

もし、この大会が、これらの問題に大胆に立ち向かうならば、世界平和の問題にとって永続的な寄与をなすことができるし、またなすべきだろうと私は信じます。

世界機構は、世界の低開発地域への十分な援助についてなんら規定していません。

最後に、現在の国連憲章はたよりになる歳入制度を規定することに失敗しています。これは根本的な欠陥で、最近このことは如実に示されています。

(二) 国連の欠陥を除去するためには、二つの方法を用いることができます。一つは憲章に規定された条件のもとにおいて、憲章を徹底的に改正することであります。しかしながら、その条件に応ずることが困難な場合には、他の方法たとえば、現在の国連はこのままにしておいて、それと並んでまったく新しい、十分な権能を与えられた世界機構を設立することが考えられます。ソーン教授(注、ハーバード大教授、地域別資料案の起草者として有名)と私は、最近、このような性格を修正しなければならないことに気づかせる実証が世界には存在する。核戦争の直後の経験をもった唯一の民である日本人は、交戦権を放棄するという知恵を持っておりました。もし現在の諸国家の指導者たちが、世界機構の達成に十分な能力を欠いているならば、それら諸国の国民は、必要な協定を達成することに同意し、しかもその能力をもって拒否者と取りかえるであろうと私は信じます。

国連の欠陥をのぞくには根本的あるいは断片的な措置では不十分です。必要なのは包括的で十分な計画であって、できるならば、現在の国連憲章の徹底的な改正によって、それが困難ならば、いま述べたように、国連と並んで、それと密接な関係を持つ「世界軍縮・世界開発機構」を設立することが必要です。

中国の承認勧めたい

(七) 私はもちろん、中国の承認を勧告したいと思います。平和のためには、世界は中国が諸国家の会議に全面的に参加するのを排除することはできません。

中国の承認は、平和の問題にとって大いに利益となるだろうと信じます。なぜなら、それは国連という世界の計画に、欠くべからざる声をもたらすであろうからであります。

(八) 私は断然、日本は現在の「平和憲法」のもとで、平和を樹立するために企画された世界機構の加盟国としての義務のすべてを果たすことができると考えます。現在の日本憲法は、軍備の撤廃されたる国として、世界機構への加盟は、なんらの条件なしに、すべての独立国に開放されなければならないこと。

(3) この世界機構への加盟は、なんらの条件なしに、すべての独立国に開放されなければならないこと。

(4) 最後に、この目的を達成するための方法に関しては、二つの方法が利用しうるものとして認められるべきであること。すなわち現在の国連憲章の徹底的な改正と、もう一つは国連と並んで、それと密接な関係を持つ「世界軍縮・世界開発機構」を設立すること。

もし、この大会が、これらの問題に大胆に立ち向かうならば、世界平和の問題にとって永続的な寄与をなすことができるし、またなすべきだろうと私は信じます。